

弘前市子ども・子育て支援事業計画・素案からの変更点について

(パブリックコメント関係)

- ① P. 8 の⑧の本文中の「認定こども園、」を「認定こども園※、」とし、
本文の次に次の説明文を追加。

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

- ② P. 14 の上表に教育・保育施設等の種類を追加し、次のように修正。

認定区分	内 容	教育・保育施設等
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つことで教育と保育をともに実施でき、かつ地域の子育て支援も行う施設です。

※ 地域型保育事業には、設備や人員・定員などによって、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4種類があります。